

【表紙】

| | |
|-----------------------|---|
| 【提出書類】 | 訂正発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2020年1月14日 |
| 【会社名】 | 株式会社荏原製作所 |
| 【英訳名】 | EBARA CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長 浅見 正男 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都大田区羽田旭町11番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3743)6111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都大田区羽田旭町11番1号 |
| 【電話番号】 | 03(3743)6111 |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役 経理財務統括部長 長峰 明彦 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行登録書の提出日】 | 2018年11月20日 |
| 【発行登録書の効力発生日】 | 2018年11月28日 |
| 【発行登録書の有効期限】 | 2020年11月27日 |
| 【発行登録番号】 | 30 - 関東 1 |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 60,000百万円 |
| 【発行可能額】 | 60,000百万円 (60,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額または振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。 |
| 【効力停止期間】 | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2020年1月14日(提出日)である。 |
| 【提出理由】 | 臨時報告書を2020年1月14日関東財務局長へ提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2018年11月20日に提出した発行登録書の参照書類とする。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社荏原製作所大阪支社 (大阪市北区堂島一丁目6番20号) 株式会社荏原製作所中部支社 (名古屋市西区菊井二丁目22番7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

【訂正内容】

臨時報告書を2020年1月14日関東財務局長へ提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2018年11月20日に提出した発行登録書の参照書類とする。